

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国 民 健 康 保 険 主 管 課 （ 部 ）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

「はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領
委任の取扱いについて」の一部訂正について

下記の通知について、別紙 1 のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・「はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（令和 8 年 6 月 5 日保発 0605 第 9 号）（別紙 1）

(別紙 1)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任
の取扱いについて」の一部改正について

(令和 8 年 6 月 5 日保発 0605 第 9 号)

別添 1

受領委任の取扱規程

第 1 章～第 10 章 (略)

別添 1 (様式第 1 号～様式第 5 号の 3 の 2) (略)

施 術 内 容 欄	初療年月日		施術期間																実日数		請求区分																						
	() 年 月 日		自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日																日		新規・継続																						
	傷病名及び症状																														転 帰												
																															継続・治癒・中止・転医												
	施 術 料	マッサージ（施術料）							同意部位	(軀 幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																												
									施術回数	回	回	回	回	回																													
		通所							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		訪問施術料 1							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		訪問施術料 2							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		訪問施術料 3（3人～9人）							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		訪問施術料 4（10人～19人）							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		訪問施術料 5（20人以上）							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		温 罨 法（加 算）							円× 回＝																					円													
		<u>(月16回以降の施術における加算に係る50%逓減)</u>							<u>円×0.5× 回＝</u>																					<u>円</u>													
		温罨法・電気光線器具（加 算）							円× 回＝																					円													
		(月16回以降の施術における加算に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝																					円													
		変形徒手矯正術（加算） ※温罨法との併施は不可							同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)																														
									施術回数	回	回	回	回																														
								円× 回＝							円																												
(月16回以降の施術における加算に係る50%逓減)							円×0.5× 回＝							円																													
特 別 地 域（加 算）							円× 回＝							円																													
往 療 料							円× 回＝							円																													
施術報告書交付料（前回支給： 年 月分）							円× 回＝							円																													
明 細 書 発 行 加 算							円× 回＝							円																													
合 計							円																																				
※集中率90%以上の施設等入居者（80%逓減対象）【該当の場合○】										逓減後合計額																			円														
一部負担金（1 割 ・ 2 割 ・ 3 割）							円																																				
請 求 額							円																																				
施術日	訪問1 ①	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
通所○	訪問2 ②																																										
往療◎	訪問3 ③																																										
○往療又は訪問の理由（ 1．独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2．認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3．その他（ ） ）																																											

別添 1（様式第 6 号～様式第 9 号の 2）（略）

別添 2（略）